

| | |
|--------|--|
| 検討会等名称 | 当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（第4回） |
| 開催日時 | 令和3年9月22日（水曜日）10時00分～12時30分 |
| 開催場所 | 県庁 本庁舎3階 大会議場 |
| 出席者 | ◎蒲原委員長、大川委員、大塚委員（Zoom）、河原委員、小西委員、佐藤委員、富田委員、奈良崎委員、野口委員、林委員、福岡委員（Zoom） |
| 問合せ先 | 共生推進本部室利用者支援グループ |
| 会議記録 | 以下のとおり |

（事務局：道躰参事監）

開会の挨拶

今回、議事の進行につきまして当事者委員の方々から、皆様をお願いしたいことがあるとのことでございます。奈良崎委員からよろしいでしょうか。お願いいたします。

（奈良崎委員）

おはようございます。奈良崎です。皆さんにお願いがあります。私たち、小西さんと富田さんと先週、会議の後打ち合わせをしまして、会議の中身がちょっと難しいなとか、ちょっと何言いたいんだろうとかいうのに対して手を挙げるのがちょっとやりにくいので、3人共通したカードを作ってもらいました。こんな色（黄色）で、ちょっと待ってくださいって言った時は、皆さんが答えてもらったり、説明をしてもらおうと良いと思います。多分3人は結構勢いよく出すと思うのでよろしくお願いします。以上です。説明についてお願いします。

（事務局：道躰参事監）

ありがとうございます。委員の皆様ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、ここからの進行は委員長をお願いしたいと思っております。

（蒲原委員長）

それでは議事に入りたいと思っております。本日も委員の皆様方のご協力を得ながらですね、円滑に、かつ活発なご議論を是非お願いしたいと思っております。

最初に議事の進め方について皆さんと共有したいと思っております。次第が配られていると思いますけれども、本日の議題ですけれども大きく二つございます。

第1の議題が（1）にありますとおり、大川委員から、てらん広場における地域生活移行の取組みについてお話を伺いまして、皆さんからご議論、ご意見をいただきたいと思っております。この（1）の部分ですけれども、概ね質疑も含めまして全体で40分程度を予定しております。

そのあと先ほど話がありました、10分間の休憩に入りたいと思っております。

休憩後でございますけれども、議事の（2）にございます、障がい福祉の将来展望についてご議論いただきたいと思っております。今回、これまでの議論を踏まえまして、事務局の方で中間報告書のたたき台というのを作成いたしております。これについて事務局から説明をお聞きした後、意見交換、自由討議を行いたいと思っております。この（2）の部分ですけれども、全体で70分程度、説明も含めて予定をしております。その70分の内訳はまた後程ご説明したいと思っております。

あと最後に、事務局から参考資料の1と2ということで、少しご説明したいことがあるということで若干の意見をいただければと思っております。以上でございます。

それでは早速、てらん広場についての事例紹介をお願いしたいと思います。説明ですけれども、動画を中心に行っていくということでございますので、是非正面のスクリーンをご覧くださいと思います。お手元には資料の1として、てらん広場に関する資料が配付されていると思いますので、これも適宜ご参照しながら、よろしくお願ひします。それでは大川委員よろしくお願ひいたします。

(大川委員)

おはようございます。てらん広場の大川です。本日は貴重な時間をいただきありがとうございます。この後動画を見ていただきたいんですけども、てらん広場は入所施設なんですけれども、入所施設単体では存在していないということをまず知っていただけたらと思います。そういった部分が動画に出るかと思ひますので、動画の方を流していただいても、よろしいですかね。

〔動画を再生〕

これから、障害者支援施設てらん広場と、そこでの暮らしを紹介します。てらん広場があるのは、横浜市保土ヶ谷区の丘陵地帯。畑、住宅地、団地に囲まれています。

ここがてらん広場の入口です。塀もなければ、門もありません。常に地域に開かれた場所だと考えているからです。

てらん広場の定員は70人。この28年間に300人の利用者が、ここを卒業して、グループホームなど、地域の生活に移行しています。ここは、終の棲家ではありません。通過して、地域に戻るための場所、通過施設です。障がいのある人たちが、ここをどのようにして通過していくのか、ご説明します。

利用者は20人弱のグループごとに、棟に分かれて生活しています。支援区分の平均は5.9。入所するとき、9割以上の人に強度行動障がいがあります。強度行動障がいとは、大きく健康を損なうほどに激しく自分や周りを傷つける行為が出ること。うまくいかず、自分で自分が嫌になったり、周りから駄目だと否定されて、孤立する中で、自己肯定感を持ってなくなっています。利用者は、他の入所施設や精神科病院などからやってきますが、そこでの限られた人間関係が影響しているのです。

てらん広場は終生保護ではなく、有期限での利用です。まず、本人と一緒に、なぜてらん広場に来ることになったのか。よく話をし、これからどうしていくのか、目的を整理します。新しい人生を作ろうという職員と利用者の間での約束、これがてらん広場での意思決定支援のスタートです。

次にてらん広場が行うのが、職住分離、日中活動の場と生活の場を必ず分けます。これは、朝、利用者の皆さんが、それぞれの職場へと出発する様子です。障がいの程度に関係なく、てらん広場に入所したその日から外の職場に出ます。昼間、てらん広場の中は空っぽになります。

これは、1人の男性利用者、Hさんがてらん広場に初めてやってきた場面です。てらんの約束と職住分離をHさんはどう受けとめるでしょうか。Hさんには行動障がいがあります。そのときまで、入所していた施設では不穏になり、粗暴な行為が出ることも多く、マンツーマンで付く職員も、Hさんになかなか触れられない状態が続いていたそうです。

【Hさんが入所する場面】

こんにちは。緊張してるね。大丈夫だよ。緊張するね。今日は、どういうふうに、てらん広場に。

なんで来るの？何ていうふうに聞いた？教えてくれた？

はい。

ちゃんと教えてもらった？分からないと不安だね。なんでここに来るか。今困ってることたくさんあると思うんだよね。今困ってることを、ちょっとでも、楽になれるように、応援するから。そのために、てらん広場に2ヶ月来るんだよ。H君も、もう1回ね、頑張る。職員も応援するから。てらんではね、昼間は、仕事をやってもらいます。9時から4時か5時まで。仕事をね、もう大人でしょ、今28歳。28歳だよ。もう大人なんだから、しっかり働いてもらいます。みんな、てらん広場の利用者さんは、職員と一緒に、働いている。一生懸命働いている。一緒に頑張れるかね。しっかり働いて、頑張って、ちゃんと戻ってね。もう1回、どういうふうに、暮らせばうまくいくのか、また一緒に考えてもらってね。一緒に頑張りますよ。頑張ろう。応援するから。

利用の約束ができたところで、生活の場面で、Hさんの心身の状態を把握していきます。職員にとっては、Hさんの生育歴、障がい特性、心理面を見ながら、問題行動の背景を探る日々の始まりです。初日から、発泡スチロールのリサイクルの仕事も行いました。

【仕事の場面】

シールを、はがして、ごみ箱に、捨てる。シールを、はがして、ごみ箱に、捨てる。で、シールが、ついてない。OK。

多くの利用者は、困らせる人に見えますが、実は困っている人です。職員のサポートを受け、自分の体を意識的に使って、しっかり動き、しっかり食べて、寝る生活の中で心身の調子を取り戻していきます。てらん広場の利用者は、地域の様々な場所で、様々な日中活動を行っています。大切なのは、多様な種類の仕事があることです。利用者は、必ず体験をして、合うか確かめて選びます。職場では、仲間と協力して、日々の納期を守らなければなりません。職場の目標を達成することや、取引先から信頼されることなどを通して、利用者は自己肯定感を高めていきます。より一般企業に近い場所にも、活躍の場は広がっています。

こちらは家電リサイクルの現場です。細かいネジの、一つ一つを外すのに、この真剣な表情。ここにも、強度行動障がいの方がたくさん働いています。

座間では、生協と法人がコラボして、宅配のチラシなどを再生する工場を1から立ち上げました。皆さんの仕事ぶりが評価され、直接雇用したいという相談を受けています。法人と生協との間で、職員の人事交流も行って、活躍できる事業を増やそうと、新たなアイデアも練っています。

利用者と職員たちで、地域に根差した活動にも取り組んでいます。ふれ合い収集です。高齢化率が50%を超えるこの団地には、階段を上り下りしてごみ集積所まで出に行くのが難しいお年寄りが多くいます。そうした方の依頼を受け、てらん広場の利用者が、戸口で受け取り、市の処理施設まで持っていく。横浜市資源循環局に提案して実現した活動です。一人暮らしの人たちの、安否確認の役割も果たしています。地域を歩けば、地域の人との出会いも生まれます。実は、このことは、施設生活から地域生活への移行のキーポイントになります。

てらん広場は、確かに一つの入所施設です。しかし、利用者と職員の暮らしは、地域全体に広がっています。多様な仕事や日中活動、地域の商店街で買い物や食事、美容院でおしゃれ、休日にはお出かけ。てらん広場は、単独で存在しているわけではないのです。

そして、利用者の地域生活が整ってくれば、次は、住まいも地域に移すこととなります。こちらは、去年開設したグループホームです。男性6人が、職員とともに暮らしています。この日は、誕生会が開かれていました（誕生日を祝う歌を歌っている場面の映像）。このようにして、28年間に300人の利用者達がてらん広場を通過して、地域へと移っていったのです。

てらん広場のスタートは、新しい人生を作ろうという職員と利用者との約束。多様な

人たちに囲まれて、多様な体験の中で、自分が好きになっていく。その延長線上に、一人一人の望む暮らしが広がっています。てらん広場の意思決定支援に終わりはありません。

(大川委員)

ありがとうございました。てらん広場は、ご覧いただいたような形で、地域移行等を進めてきました。

補足として、てらん広場が考えるアセスメントがあります。大切にしていることということになるんですけども、アセスメント、よく、この委員会でも非常に使われている言葉なんですけれども、我々はやはり、できることが増えていっている。居場所が、増えているのか。関わる人が増えているのか。何よりも、本人が楽になっているのか、また意欲的になっているのかという視点でアセスメントをしています。このような状況が生まれていないと、アセスメントができていないのでは、そのことが、本人の可能性を狭めてしまうということに、危機感を持ちながら、アセスメントを実施しています。てらん広場、以上になりますので、ありがとうございます。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。大変素晴らしい取り組みのお話だったかと思えます。それでは良い機会でございますので、ただいまの大川委員からのご報告につきまして、ご意見、ご質問など、ございましたらご自由にお願ひしたいと思えます。10時50分ぐらいまでの間、時間がありますので、是非、ご質問等、ご意見等をお願ひしたいと思えます。では林委員から。

(林委員)

三浦しらとり園の林です。大川委員、どうもありがとうございました。いくつか質問をさせていただきます。入所してから、日中活動の場所が19ヶ所あるというふうに書いてあるんですけども、他の法人の事業所との連携というのはどのぐらいあるのかということ、あとは日中活動に通う時の移動手段というのを、教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

(大川委員)

他法人との連携ということなんですけれども、入所時に、他法人、映っていた先ほどのHさんも、その横にいたのが、やはり他法人の事業所の方なんですけれども、どうやって戻っていくのかというところで、てらん広場と、本人だけではなくて、他法人の方も一緒に約束をしていくんですね。そういった意味では、この19ヶ所の他にですね、他法人に通うというのは、多くありますね。あと移動手段なんですけれども、入所の職員と一緒に移動しています。作業場というか、基本的にはそういう形ですね。コロナになる前は、可能な限り公共交通機関を使っていました。携帯電話の解体があったんですけども、あと、座間ですね、そういったところ、東京であるとか、市外なんですけれども、本当に満員電車の中、一緒に通っています。

(林委員)

ありがとうございました。私は、てらん広場さんの映像を見ながら、三浦しらとり園と重ねて見させていただいたんですけども、やはり地域にそれだけの資源をまず見つけなきゃいけないなというところ、あとはやっぱり地域でどうやって日中の生活を探っていくかというところをすごくヒントというか、勉強になりました。どうもありがとうございました。

(蒲原委員長)

それでは奈良崎委員、よろしくお願いたします。

(奈良崎委員)

奈良崎です。大川さん、ありがとうございます。久しぶりにてらんを見たなど。一つ質問があります。皆さんにちょっと確認もしたいなと思うので、できたら、できる人が答えてもらおうと、あの、大川さんはぜひ答えて欲しいんですが、先ほど映像でちょっと疑問があったのは、利用者さんが大人なのに君付けで呼ぶのはどうなんだろうって、私すごい疑問です。というのは、この先意思決定って、君とかちゃんとかって、本人の確認じゃないですか。それが今皆さんがここで「君」って呼んじゃうの、っていうのがちょっと私は疑問なので、ぜひ、入所の職員さんも、この意見に対してどう思うのかなあというのを聞きたいです。お願いたします。

(大川委員)

ご指摘のとおり、本来はさん付けというのが望ましいと思っています。

(蒲原委員長)

それでは、河原委員、お願いたします。

(河原委員)

奈良崎さんありがとうございます。星谷会の河原です。神奈川県知事的障害福祉施設団体連合会では、あおぞらプランというプランを作っておりまして、これはご承知かと思うんですが、その中にはやはり呼称の問題というのがあって、利用者の方を大人として対応するに当たっては、あだ名とか「君」「ちゃん」付けはやめましょうということで、そこは法人の中でも徹底して、さん付けというような形をとるようにしております。以上です。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございます。それでは佐藤委員、よろしくお願いたします。

(佐藤委員)

委員の佐藤でございます。意見、質問というかコメントと、それから質問になりますが、てらん広場には私も何度かお邪魔をしたことがございます。今日、上空から映った映像を初めて見まして、こんなところだったんだと思って、改めて感動しておりますけれども、日中活動を別のところに移行するという、試みをやっている入所施設は、他にも幾つか見聞しております。

それはとてもすばらしい活動だと思うんですが、入所施設っていうのは基本的に、その施設の中で日中活動するという制度的な枠組みになっているようなので、その制度を乗り越えるということをやっておられる。てらん広場だけに限らずですね、幾つかの施設では、そこを乗り越えるということをやっておられるということなんだろうと思います。同一法人であれば、それはまだしも、先ほどの林委員の質問に対するお答えでは、違う法人にも行っているんだよということになると、その制度的な枠組みをですね、乗り越えていくということになりますので、私はそれが制度を乗り越えているから良くないとは思ってなくて、むしろ制度が良くないと思っているんですけども、その制度を、乗り越えていくという努力、これ、大川さんの立場ではなかなか答えにくいかなあと思いますけれども、どんな努力をされているのかなあということが一つ目の質問です。

おおかわい いん
(大川委員)

ご指摘のとおり、実際にですね、監査等で、なぜいないんだという指摘は受けます。ただし、我々は、障害者権利条約を用いて、彼らが、施設の中になければならないという方がおかしいんだと。制度が軟禁をしているということで、激論をいつも交わして、最終的には認めていただいているという形をとっています。

さとう い いん
(佐藤委員)

佐藤です。ご努力は本当に敬服に値すると思いますけれども、やっぱりそのこのところの乗り越えるということ、国の制度も含めて、我々は、これはおかしいんだよということを言っていないかきやいけないというふうに思うんですよね。こういう取組みがあって、利用者さんたちが生き生きとした顔をされているという、そのことが、他の施設やあるいは国の施策に反映しなきていけないというふうに思っているんですが、それを今日きちっと見させていたということかと思っています。

次の質問なんですが、地域移行を何人もされたらと、300人かな、数字が出ていましたけれども、その時のてらん広場における地域移行って、どういう意味なんだということですね。同一法人の中のグループホームに移行したのをもって地域移行と言ってらっしゃるのか、いや、違うんだ、という意味合いなのか、そこをもうちょっと教えていただけますでしょうか。

おおかわい いん
(大川委員)

便宜上、地域移行という言葉を使わせていただいているんですけれども、やはり入所するときに、依存先がもうなくなってしまいうんですね。本人と関わる人がいなくなったときに入所しているというのがてらん広場の入所されている方の実情です。そういった意味で、地域に戻っていくというのは、本当に関わる人が増えていく、居場所が増えていく、そういったことを、地域移行と指していると認識しています。

さとう い いん
(佐藤委員)

ありがとうございます。これから神奈川の県全体の福祉を考えていくのに非常に重要な問題だと思っているんですけれども、同一法人の中だけで努力しているというのではなくて、民間の他の事業者も含めて、地域に帰っていくということが一番重要だと思っておりますが、なかなか他の事業者さんの協力が得られないという状態だと、一つの法人が頑張り通すしかないという話になっていくので、それも、てらんはよくやってらっしゃると思いますけれども、一つの法人だけじゃなくて、他の法人も含めて、地域で受け入れるという活動が必要なんだなあとと思っている次第です。なので、そういう質問させていただきました。ありがとうございます。

おおつかい いん
(大塚委員)

よろしいですか。

かほらい いん ちやう
(蒲原委員長)

それでは大塚委員、よろしくお願ひします。

おおつかい いん
(大塚委員)

大川さんありがとうございます。三つほど質問をさせていただきます。一番目はてらんの実践ということを見させていただいて、強度行動障がいの方が、様々な形で働くということなどを通して地域移行に向かっていると。そうすると、神奈川県内の今回のテーマである県立施設等などについては、なかなかそういう試みはしてこなかったわ

けなんですけれども、大川さんの意見として、そもそもの障がいの状態像などは違うのか。あるいは何か他の理由があるのか、ということのご見解を聞きたいとおもっています。

二番目は、本当は県立施設等についても、原則、個々の事情があるから、仮定の話になってしまいますけれども、原則としては、同じような生活というのでも可能なのだというふうに考えていますか。例えば、大川さんが施設長になったら、このように改革できるとかと、地域移行も含めてできるかということを知りたいです。

三番目は、てらんのちょっと見させていただいた職員の専門性とは何かなあとおもっています。強度行動障がいに対する専門性をどのように身につけているかということと、確か今の紹介は70人規模でしたけれども、てらん全体としては非常に大きな法人だと思いました。大きな法人のメリット、人材養成であるとか、専門性を身につけるのについてはやっぱり大きな法人のメリットがあるかどうか、その辺のことを聞きたいです。以上です。お願いします。

(大川委員)

一つ目のご質問ですね、県立施設の方とてらん広場の利用者の方の違いというのは、入所時っていうのはないんじゃないかとおもっています。実際に県立施設から入所して、そのあとてらん広場にいられてる方も、結構いらっしゃるんですけれども、そういった方も、同じようにてらん広場で、生活ができていますので、そういった意味では、県立施設の方も、そういった可能性は十分秘めていると認識しています。二つ目ですね。ご質問なんですけれども、大塚先生、二つ目なんです。すみません。

(大塚委員)

もし大川さんが施設長や管理者になったら、いろいろな改革によって県立施設もてらん広場のようなことができるかどうかという見解です。

(大川委員)

そうですね。県立施設をくまなく見ているわけではないので答えづらい部分あるんですけれども、おそらく、刺激を遮断して、パニックを起こさせないような、もうそこに集中するような生活があるのではないかと、推測しているんですけれども。自分が施設長に、管理職になる時にはですね。本人の可能性はある、何もできない人、ただ暴れている人ではないんだというところを、現場に示す、それが管理職の役割だとおもっています。

また、地域にも同じことを示していくことで、本当に広がっていくんですよね、人生が。そういったところに力を入れていきます。三つ目、大きな法人のメリットということなんですけれども、同愛会、なかなか、大きな法人なんですけれども、うまく兼ねて、そのメリットを生かしてない部分って、あるとおもっています。ただ、同愛会は、大きな法人を作りたくて作ったわけではないんですね。全部、1人の利用者さんにとって何が必要なのかというところで、グループホームができたとか、こういう日中活動があるともっと生活が広がるよね、ということで、全部現場から上がってきて、現場が作り上げているんですね。そういった意味では、一人一人の利用者さんの可能性が広がる組織にはなっているとおもっています。

(大塚委員)

どうもありがとうございました。一つだけ強度行動障がい等に対する専門性というのは職員の方がどのように身につけていますか。

(大川委員)

いろいろな学術的なことを学ぶというのは必要なのですけれども、でも何よりも、常に新

しい発見、新しい出会い、そういったものに気づけるかどうか、本当に利用者と、ともに喜んでいたり怒ったり、そういったふうに、一緒に過ごせるのか、そういった部分が根底にないと、専門性というのは、暴力に変わるときがあると思っています。そういった意味でそういったマインドをしっかりと受け継ぐこと、継承することが大切だと思っています。

(大塚委員)

どうもありがとうございました。よく分かりました。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは、富田委員、よろしくお願いいたします。

(富田委員)

おはようございます。富田ですけど。大川委員にお聞きしたいんですけど。てらん広場の考えるアセスメントって書いてあるじゃないですか。そこで、大切にしていることの、できることが増えていくっていうのは、これはなかなかいいことですね。例えばどういうことですか、できることが増えていくっていうのは。

(大川委員)

例えば先ほど映っていたHさんなんですけれども、Hさんは病院では4点拘束をされて、施設でも、拘束、居室に施錠されて……難しいですか？

(富田委員)

はい。〔黄色のカードを提示〕

(大川委員)

分かりました。Hさんは何もできないって言われてたんですね。だから、部屋にずっと閉じ込めてたんです。そんなHさんが、例えば、仕事ができるようになっていたりとか、あと、ご飯も食べられないっていうことで、拘束をして口に入れて、食べてもらっていたらしいんですね。それが、先ほどみたいに自分で食べられるようになっていくとか、本当にいろいろなことがあるとは思いますが、その人その人によってできることは違うんですけれども、Hさんの場合は、仕事ができるようになったりとか、ご飯が食べられるようになったっていうことです。

(富田委員)

居場所が増えていくっていうことは？

(大川委員)

またHさんになってしまうんですけれども、Hさんは部屋にずっと閉じ込められていて、どこにも行く場所がなかったんですけれども、一緒に、先ほどあったようなスーパー銭湯、お風呂に行ったりとか、旅行に行ったりとか、あと、夜ご飯を食べに行ったりとか、そういう中で、お店の人と顔見知りになっていくんですよね。で、また来てくれたんだねとか、そういうふうに場所とか、また新たな出会いっていうのが増えていくんですよね。そういうのが、大切だと思っています。

(富田委員)

なるほど、それは大切ですよ。それからあと、楽になっていくっていうことはどういうこ

とですか。

(大川委員)

Hさんは、本当にただ、暴れてる人なんだと。入所する時、何で入所するのか話をしてたんですけれども、前の施設の方はHさんに話しても通用しないよっていうふうに言うんですね。

(富田委員)

それは決めつけじゃないですか。決めつけはよくないと思いますよ。

(大川委員)

そうなんです。きちんと話をすると、Hさん、不安が消えていくんですよね。

(富田委員)

そうですね。ちゃんとしっかり話してあげたほうがいいと思うんですよ。

(大川委員)

不安な時って辛いじゃないですか。そうやって、話をしたりとか、できることが増えていくと、自信がついて、ちょっと楽になったりしますよね。そういった意味で、楽になっていくっていうことを書いています。

(富田委員)

あと、意欲的になってくっていくことは、これもいいことですね。

(大川委員)

ありがとうございます。人生の豊かさの一つだと思うんですね。本当に何もいつも失敗しちゃうと、一歩踏み出すのが怖くなるじゃないですか。

(富田委員)

そうですね、確かに。

(大川委員)

そういった意味で、いろいろなことができるようになったり、いろいろな人と関わるようになると、もうちょっと頑張ってみようかなとか、明日は挑戦してみようかなとか、なったりすると思うんですね。それが意欲的っていうふうにぼくらは言っています。

(富田委員)

実際僕も前の施設の時、不良を出したりしたので仕事を換えられたりしたので。失敗しちゃういけないと、かえって力が入っていくんですね。

(大川委員)

そうですね。

(富田委員)

今の施設に移ってからは、少しぐらいは間違っても大丈夫よ、と言ってくれるからすごく気が楽になるんです。

(大川委員)

楽になると、うまくいきますよね。

(富田委員)

うまくいきます、何でも。人間関係もうまくいきます。

(大川委員)

それは本当に、いいことですよね。

(富田委員)

はい。ありがとうございます。

(大川委員)

ありがとうございます。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。非常にいいやりとりが進んでいたな、というふうに思いました。もうおひと方ぐらい、それでは、河原委員、よろしく願います。はい。

(河原委員)

星谷会の河原です。大川委員、ご説明ありがとうございます。高山理事長とも長いお付き合いなんですけれども、ここまでてらん広場の話を伺ったのは初めてかなと思って、大変参考になりました。そういった中で、今日お答えできる範囲も含めてちょっと三つほどご質問させていただきます。

一つ目は日中活動の部分のところなんです。職住分離の考え方というのは僕もすごく賛成です。働くところが日中過ごすところとそれから住む場所というのは、やっぱり分かれてるべきだろうと。そういう点では先ほど佐藤先生からもご質問があったんですが、今の報酬体系上は、生活介護と施設入所支援が分かれているということで、昼間は法人内法人外の事業所を使って、日中活動を過ごすというふうなことも試みております。そういった中で法人の中で19ヶ所ということなんです、これも多分一気に19ヶ所じゃないですよね。どんなニーズとどんな展開で広がってきたのかなということを、今日は多分時間がないので、無理かと思うんですけれども、もし今後時間があったらちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから二つ目、これも同様な質問なんですけれども、グループホームの70ヶ所、これも、すぐ70というわけにいかなかったと思うんですね。いろいろな経緯の中でやっぱり増やしてきたんだろうということが、歴史的にあると思うので、そこも今度時間がある時にお聞かせいただけたらと思います。

そういった中で通過型というのが一つのテーマになっておりますが、その通過型をするに当たって、大体どのぐらいの期間をめぐりに、グループホームに移行するような努力をされてるかというところと、私も入所施設で地域移行をやっていて、うまく行くケースと、うまく行けなかったケースっていうのがあるんですね。グループホームといえども、5、6人の小集団の暮らしになりますので、そこでの人間関係がうまくいなくて、やむを得なくまた入所に戻ると、他のグループに行くというパターンがあったんですが、そういったミスマッチのケースというのが、どのような形であって、どういう対処されたかというところですね、お聞かせいただけたら良いかと思います。あと、時間の関係でお答えできる範囲でお願いい

たします。以上です。

(大川委員)

ミスマッチという話、よくご質問いただくんですね。この300名のうち、てらん広場に戻ってきた方は1名になっています。それはなぜかという、地域移行、何かができたら、また本人が落ちていたら地域移行するものではないんですね。その人を支援する仕組みができたら、移行するというふうに考えています。そういった意味で、その仕組みが出てきた時に移行していくので、大きなミスマッチというのは生まれていないんですけれども、ライフステージの変化の中で、バリアフリーが必要になってくるとか、そういった時に、また、そういったグループを作っていくんですね。

てらん広場は70ヶ所、今、法人全体ではあるんですけれども、例えば、入所している方が、医療的なケアが必要になってしまったと。そういった時はですね、施設で支援するよりも、地域で、訪問医療とかを使った方が手厚く支援できるんですね。そういったことが生じたとき、速やかに作っていくんですね。なので、本当にグループホームを作ってそこに利用の方が移行しているのではなくて、利用者の方が、必要だと、また、支援する仕組みができた時、その時にどんどん作っていています。そういった意味で、非常にガバナンスは難しい部分はあるんですけれども、広がり方というのは、もう利用者に合わせてというふうに理解していただければと。日中活動も同様なんですね。本当に、年齢とともに、少しハードな仕事が厳しいなってなったときに、緩やかな、リハビリ的な日中活動を作ったりですとか、また、福祉制度に乗らないようなものも、自らで作って、運営したりもしています。それは、箱が先ではなくて、それを必要としている人がいるから、作っているというような形です。よろしいですかね。

(河原委員)

はい。先ほどの質問にもありました、やっぱり大きな法人のメリットもあるかなというふうに聞いております。なかなかニーズに即して事業展開しているのは、非常に難しいんですけれども、それを体現化していくっていうのはすごいなと思って聞いておりました。ありがとうございます。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。それでは、小西委員、よろしくお願ひします。

(小西委員)

すみません、ちょっと恥ずかしいですけど、私の意見を聞いてください。最初はみんな難しいことを言っていたので、ちょっと笑っちゃうかもしれないけれども、よろしくお願ひします。自分が欲しいのは、居場所です。一人で、美術館やお城に行くことが好きです。一人で写真を撮ることが好きです。自分の欲しい居場所には、友達が必要です。職場の同僚との外出が楽しいです。初めて同僚と行ったのは野球観戦です。今でも忘れません。仲間たちにも居場所が必要なのです。そこで、そこには友達の存在が大切です。時には、友達に疲れることもあるけれど、いないと寂しくなることもあります。福祉サービスだけじゃないことを社会に理解してもらいたい。こういうことが暮らしに必要なんじゃないかと思ひます。終わります。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。すごく先ほどの話とつながるところがあって、居場所の話として福祉サービスも大事だけれども、いろいろなところがあるんだ、という話を強調されて

いるかと思いました。

(小西委員)

昔の先輩とかいるので、そういう人は、つながりがあるので。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。それでは、概ね大川委員に対するご質問あるいはご意見をいただいたところであり、今の話は一旦休憩の後、また議論いただきます。中間報告の中にも関わってくるものだと思うので、そこで引き続き、ご意見をいただきたいというふうに思っております。

あと大川委員のところで日中活動の話が佐藤委員から出ましたけれども、少し法令的、あるいは何がネックなのかということは、また事務局でもよく整理されたいと思います。私の理解では一応、高齢の施策と違って障がいの方は一応、夜活動する場所と昼の活動場所が、昼夜分離という法律上の仕組みになっているということはある意味、すごい画期的なことだと思うのですが、それが、実際にやろうとしたときに、なかなか難しいところがあり、どこにネックがあるかというのはすごく大事な観点だと思いますし、次の議論にも関係するかと思いつつ聞いておりました。

それでは、少し時間が回りましたけれども、ここで10分間の休憩ということでよろしいですかね。リフレッシュ休憩の時間に入りたいと思います。10分間ですので、時計の針で見ると、11時2分に再開をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

《休憩》

(蒲原委員長)

10分間の休憩を踏まえて、これから、議題の2に進みたいと思っております。これについてはまず事務局から資料説明を聴取して、それから議論ということにしますので、事務局、よろしくお願ひをいたします。

(事務局：鳥井利用者支援担当課長)

[資料2-1、2-2、3-1、3-2に基づき説明]

(蒲原委員長)

ありがとうございました。

それでは議事の(2)について、意見交換を行いたいと思っております。資料がございましたけれども目次のところをもう1回、見てもらいますと1、2、3は今回入ってなくて、4から始まって、5、6、むすびに代えてということで、四つのパーツがあります。

それで、まず最初にですね、4の委員会での主な意見について、少し10分程度ご議論いただいで、5と6は合わせて、これが一番大事なところだと思いますけれども、将来の姿と県立施設についての部分ここを40分ぐらい。最後に、むすびに代えてのところ、10分ぐらいということの一応のイメージです。ただ私も今説明を聞いていたけれども最初の主な意見と5、6というのとはかなり密接につながるところもあると思うので、少し、その辺は徐々に5、6の議論に移行していくぐらいの感じで、進めていければというふうに思っております。中間報告で、今日の議論を踏まえてまた次に向けてということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最初に、4の委員会での主な意見については、これは各委員のこれまでの発言を

論点ごとに振り分けているということでございますけれども、この辺りについて10分間ぐらいで追加のご意見とかありましたら少し入れて欲しい、ご発言いただきたいと思っております。あるいは中身によっては5、6にかかる部分も少し重なってご発言されても結構でございますので、よろしくお願ひします。まずは4を中心にお願ひしたいと思っております。

それでは最初に小西委員から手がございました。小西委員よろしくお願ひします。

(小西委員)

自分の体験を少し話します。

自分の、兄貴が亡くなった時、最期の顔を見たかったのですが、見る事が許されませんでした。

2年前、仲間が交通事故で亡くなったとき、悔しい思いになりました。

その葬儀には、支援が難しいと思われてしまっている人も参列しました。

仲間たちは、それぞれの表情で気持ちを表していました。

仲間たちには、悲しみや別れを惜しむ気持ちがあります。

自分たちは見てきました。仲間のお母さんの葬儀に参列しました。

仲間が喪主をやっていました。支援があれば、自分にとって、難しいと思う喪主もできるんだと知りました。

仲間たちのことを、葬儀に参加ができない、しない方が良く考える人がいますが、仲間には参列できるし、喪主もできます。

仲間が葬儀に参列するのは当たり前です。

やまゆり園の仲間は、追悼集会に全員が参列できない、と聞いています。

やまゆり園の意思決定支援はされているのでしょうか。

一緒に暮らしていたのであれば、仲間と感じるのではないのでしょうか。

自分も入所施設の仲間と働いていると仲間意識が生まれています。大切な仲間です。

参列できていないのは、仲間の気持ちや、思いがないということになります。

いのち輝く人生にするために、意思決定支援について、もう一度検証してください。終わります。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。

大塚委員ですね。それでは大塚委員、よろしくお願ひいたします。

(大塚委員)

大塚です。今の小西委員さんのお話を基にということで、小西委員さん、やまゆり園の意思決定支援はされているのでしょうかとか、意思決定支援についてももう一度検証してくださいという言葉がありました。

これは非常に重要なことで、神奈川県が意思決定支援に取り組んで、今後も全県に展開していくと。これは一つの大きな全国にない素晴らしいことだと思っております。

ただ、意思決定支援って非常に危うくて危ないものだと思います。一つは、例えば入所施設に意思決定支援なしに入っていて、お昼ごはんをラーメンにするかどうかで聞かなくても、全くそれは利用者さんに対する侮辱だと思っております。そもそものことをもう一度聞かないで、もちろんグループホームもそうですけれども、何のためにやるかと。ただの言い訳のためだけに意思決定支援を利用されているのは、甚だ悪いことだと思っております。

それから果たしてやまゆりは、小西さんがおっしゃるように、結果が出せたのかということが問われると思っております。もちろん意思決定支援に関係した人はすごく努力して、

一生懸命やったということを前提にです。一生懸命やったと思います。そして、そう簡単に意思決定支援は、結果が出せないということも重々分かりながら、例えば今回の新しい施設ができて、もうすでに移行が済んだということだと思っておりますけれども、意思決定支援が成功していれば、ほとんどの人は地域に行ったよねと。新しい施設に行った人はほんの少しだったねというのが、一つの成果だと思っております。

果たしてこうなったのかどうかということも含めて、関係者は一生懸命やったと思っておりますし、お前やってみろ、って言われたら多分、非常に恥ずかしくてできないと思っておりますけれども、でもやっぱり結果が伴わない意思決定支援というのをやったとしても、私は本当に意味がないと思っておりますので、もう一度検証してくださいと。その時には、意思決定支援は評価というものをきちんとやっていかなければならないと思っております。何のためにやってそれがどうなったのかと。

それからもう一つの視点は、小西さんがおっしゃった意思決定支援の周りにある友だちです。今の意思決定支援は、支援者や、あるいは親や、あるいは学校の先生からという、高みからの意思決定支援だと思っております。これは、本人たちにとってウザいことだと思っております。こんなものはないと。そんなこと言うなということかも知れません。その時に大切になるのはまさに友達です。友人の関係があって初めて、彼が地域に行ったんだから僕も行ってみたいなあということなどをどれだけ作れるかということで、友だち関係だとかそういうところの意思決定をこれからは本格的にやっていく必要があって、専門家にリードされた意思決定というのは、非常によくはないものだと思っております。

それからもう一つは、7ページの強度行動障がいに対するところは、入所施設とのこともあるのですが、権利条約が言うように、障がいが重いから地域生活がなかなか難しいということではなくって、関係者が地域生活の支援のための仕組みを作っていないという怠慢であると、そういうふうには、権利条約は言っているわけですので、ここは障がいのせいにして、重さにしないということでもう一度、関係者のこれからの努力とか熱意というものを、書いていただきたいと思っております。

最後に11ページのSDGsです。SDGsが誰も取り残さないということであれば、これはまさに今回の、神奈川県、どんなに障がいの重い方も地域で生活するんだということの覚悟と、共生社会の実現だというふうに思っておりますので、そことの関係においてSDGsを書いていただきたいというふうに思っております。

それから、地域生活というのは、これからは、一つのキーワードは、ウェルビーイングという言葉があります。良き状態、だとか、幸福である、とか、本人なりの生活、だとかいろいろ訳せるとも思いますが、それぞれのウェルビーイングというものを、良き状態、良い生活、先ほど言うように悩まない生活かな、そういうものを実現していくということが必要ですし、その際に地域の資源との拡充ということの話もありましたけれども、グループホームだけではなくて、神奈川ですでに先行した重度訪問介護の展開拡大、強いて言えば、パーソナルアシスタントのような個人に特化した個人のための支援というの、考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。以上です。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございます。幅広いご意見だと思います。これは委員の意見のところにも追加になるし、あるいは全体のところにも関係することだと思いますし、意思決定支援のいろいろな中身、あるいは検証あるいは専門家だけではなく支援のあり方、その他、これからよく整理をして、またまとめなければというふうに思っております。

時間の関係もありまして、こうしましょう。今、一応論点のところという整理にはしておりますけれども、どうぞこの論点ごとの、皆さんの意見という部分と、そのあとの5の障がい福祉の将来展望あるいは6の県立障害施設のあり方の当面の対応も、かなり密接に関係して

いると思うんで、ページとしては、冒頭の4の部分だけに限らずですね、5、6も含めて、幅広く、むすびに代えて以外のところについてですね、幅広く、ご意見をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

はい。それでは佐藤委員よろしく願いいたします。

(佐藤委員)

佐藤でございます。

今大塚委員の方から、かなり全体的なご質問やご意見がありましたので、付け加えるのも何かと思うんですが、意思決定支援については私もいろんなところでお話をしたり書いたりしておりますので一言だけ付け加えたいと思うんですけれども。

今の入所施設にですね、入りたいと思って、ご本人が自ら希望して入っている人って、ほとんどいないというふうに思っています。その方々を地域移行だと言って、どこかに移り住みますかというふうに聞いたところで、経験がないわけですから、その意思決定のしようがないわけですね。なので、地域移行だ、あるいは小規模化だというふうに言って意思決定支援をするんだと言ったときに、施設だけを見ていて意思決定支援ができるものではなくて、やはり神奈川県全体の他の地域、他の事業者、それがどこまで試みを受け入れてくれるか。いろんなところで暮らす経験をしないと、意思決定支援なんてできない話なので、そういう施設だけではないところでの意思決定支援の取組みというものを、是非とも。

これは時間がかかります、半年や1年で済むという話ではないと思うんですけれども。今日のこの中間報告は、20年先の話を見ているので、時間をかけてそういうところまでですね、今まで意思決定というものを試みたことがない人たちに対して、意思決定をしてもらおうということなので、これは時間と、それから、施設だけを見ても駄目だと。時間がかかるぞと、全県下で展開しないとイケないと。こういうことが重要なんだなというふうに思います。ちょっと付け加えさせていただきます。

(蒲原委員長)

はい。非常に重要な指摘だと。おっしゃったのは、施設というのは入所施設だけの話ではなくて、そもそも地域で暮らしているときにおける意思決定支援も含めて、幅広くやるということですね。よく分かりました。

はい。それでは奈良崎委員、よろしく願いいたします。

(奈良崎委員)

はい。奈良崎です。二つちょっと意見を聞きたいです。よく皆さんが意思決定、意思決定っていうんですけど、私たち仲間はよく、意思決定自体が分からないのに何で意思決定っていうの、というのが不思議です。それを皆さんどう思うのかなと。それで今、日本はインクルーシブ教育だと言われているのに、私は、過去に学校の学生の時に、ずーっと学校選んでいいよって、選び方が意思決定のスタートだと思うんです。それは子どものときから選ばせてもらえれば、そんな今になって意思決定って言わないのかなと、地域で暮らしてる本人は思っています。

それでよく私達の仲間は、意思決定アンド相談ってなあにあって、不思議になっちゃって、結構意思決定を聞いてくれるんだけど、相談はできない人。それが今現在、意思決定と相談を一緒にするのか、この先別々で考えるのかを、皆さんにちょっと確認で聞きたいなと思いました。以上です。

(蒲原委員長)

これは非常に大事な話だと思います。どなたか、少し議論を深めていきたいと。それは佐藤

委員の方から手があがりましたので、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

今の奈良崎委員のご質問って、本当に根底のご質問でして、これに答えるためには1時間ぐらい時間をもらって説明しなきゃいけないんですが、それをちょっと簡単に言うと、我々、意思決定っていうふうに言っていますけれども、私は意思はあるんだというふうに言っていますが、その時の意思ってどんな意思なんだっていうのは、実はよく分からないんです。

何かあるんですよ。あるんだけど、それが強固な意思なのか、何か弱々しい思いなのかって、人によって違うので、今まではものすごく強固な意思を持ってる人を前提にしてたんですけれども、今は、何か困ったなあみたいだね、弱々しい意思、あるのかないのかもわからないような意思、それを重要にしようというのが、今のトレンド、時代の風潮ということなんです。

それから、決定というのも、これも非常に危ない言葉で、私たちは何か契約書にサインした時に何か決定したというふうに思いがちで、特に法律家はそういうふうに、言うことが多いんですが、実は私たちは決定というのはいしてないんです。迷うんです。常に迷って、何かサインした後も、迷ってるんです。あのサイン大丈夫だったかなっていう。何か決定は一応試してみただけでも、あの決定間違ってたよね、みたいなことを常に思いつつ、動いているんです。だから相談するんです。

決定する前にも相談するし、決定した後も相談するんです。だから意思決定支援ってそういうことなんです。常に相談相手がないといけないということです。弱い人が、迷いながら何か決めてるっていう、そういう前提で。だから他の人も、あなたの決定に関わりますよと。そういうことをやるのが、意思決定支援だと。そういうことなんだというふうに私はいるんところで書いていますし、言っています。おそらく大塚委員も同じ意見じゃないかと思えますけれども。

(蒲原委員長)

非常に大事なところなんで是非福岡さんなり大塚さんなり、今のことに関連してご発言いただければというふうに思います。

では福岡委員の手が挙がっていますので、福岡委員よろしくお願ひいたします。

(福岡委員)

奈良崎委員さんから子どもの話が出てちょっとほっとして、どこで喋ろうかと思っただけで悩んでいたんですが。今回のどこに書き込んでもらえるか分からないんですが、是非、どっかに組み込んでもらいたいのは、保育園に通ってるとか、幼稚園に通ってるとか、学校に通ってるとかっていう子どもさんは生まれてからいろんなところに、家庭から出ていくわけですが、なかなか難しいから、もう保育園ではなくて、よくいう児童発達事業所のようなところに通えばいいんじゃないかとか。あるいは学校よりも、やっぱり特別支援学校の方がいいんじゃない。同じ学校ですけど、いいんじゃないかどうかって感じでいきがちなんです。一番大事なのは保育園と一緒に、他の園児とクラスを過ごす中で、本人が適応障がいさせない、ならないような取り組みを、小さいうちから、していく。それをずっと、小さい頃から、思春期、大人に向けて取り組んでいくっていうことが、大事だってことを是非どっかに盛り込んでほしいなと思うんです。

本来いてほしい場所って言ったらなんですけれども、そこにいられるという体制を努力してもらいたい。私も保育園に向くことが今、仕事のほとんどなので、その時にこの今の意思決定支援ではなかなか固い話になっちゃうんですが、発達障がいとか、ダウン症の子どもさんとか、なかなか自分でこう選んで決めることの苦手な子どもさんたちに、保育士さんにま

ず取り組みをお願いしたいのは、例えば、これから園庭に行くっていう時に、園庭に行くよって言っても、本当は園庭で何をしたいのかっていうようなところまで踏み込んだ相談っていうのができないとなかなか難しいんですよね。そういう意味では園庭に行くっていうときに、例えばですけれども、ブランコとすべり台両方の、例えば分かるようなものを見てもらって、どっちにするって言って、本人さんが手に取ったものが事実になる。

同じコンビニに行くのも、例えばローソンがいいのかセブンがいいのかって似たようなものかもしれませんが、どっちって見たときに、本人が手にしたものが事実になる。で、自分が手にしたものが事実になったときに、実際そこに体験するわけですが、意外にやっぱりローソンの方がよかったなあとか、やっぱりすべり台の方がよかったなあとか、そういう中で、次はどうするって時に、また次の選び方してくっていか、そういう取り組みを小さいうちからしてってもらう。ということを大事にしてるんです。

もちろん保育園とかに朝からずっとみんなと同じ活動するのは、得意じゃないかもしれませんが。その時にはもう登園して、朝来た時から、その担当の保育士さんやついてくださる保育士さんと、朝からこの活動をどうする、苦手だとしたらこっちの部屋でこういう活動で過ごす。あるいはこの時間帯は、でも分かる動きもあるからそこだけ参加してあとはその場所と一緒にいながらあなたの安心するようなものを手に持って、実際は昆虫図鑑とかそういうものなんですが、その中で見学って参加も加えるみたいな、朝からそういう相談しながら、一日の過ごし方をやっていくんですよね。

できたらそういう中で、学校どうするって時にお母さんと一緒に、地域の小学校をもう年長さんの段階から見に行ってみたり、その時に通級はどうなんだろうとか特別支援学校はどうなんだろうとか、あるいは9月になると特別支援学校も学校開放って日があるからそこも参考に行ってみる、みたいななかで、子どもさんがうまくいきそうだなあとか、いい顔したなあとか、こっちで試してみるかっていうようなことの中で、一個一個乗り越えていくっていうようなことを、簡単に言うと、保育園の段階から適応障がいにならない体制と取り組み。それを何とかどっかに織り込んでもらいたいと思います。

どうも臨場感が、私なくて、遠くのところでしゃべっているんで、伝わっているか自信ないんですが、以上です。

(蒲原委員長)

全然大丈夫ですからご心配なくやってください。先ほどちょっと声が出た大塚さんにも、少し意思決定支援と相談支援のあたりについて少しご意見をいただければと思います。

(大塚委員)

奈良崎さんありがとうございます。

私も意思決定支援ってよくわかりません。ガイドラインに関係した者なんですけれども。私もいろいろと自分自身で決定をしていると思いますけれども、でも誰かに相談したり、あるいは妻の話を聞いて、初めてOKが出て、という決定になったりということで、自分自身で強く決定するということはそんなに日常ありません。

それを、障がいのある方だけに自分の住む場所を選べとかグループホームはどこかというのは体験もなしにはなかなか難しくってということで、非常に意思決定支援って大切な言葉だけど危ない言葉だな、どのようにも使われるかなあとということをずっと考えていました。

ただ、私は曲がりなりにも、最終的には自分でこうだと思って決定して、結果が悪かったとしてもしょうがないなと思いながら生活してきました。

私の息子は重度の知的障がいです。彼は彼なりの考え方があります。ただ、彼の考え方を本当に尊重して、いろいろな行動を促してきたかというところとそうではありません。

夏休みはずっと家にいるので、散歩に出た方が身体のためにいいということで、誘います。

だけれど彼は外の散歩というのはイヤです。頑として受け付けません。セブシイレブシでコーヒーとかということでも少し誘いながら、という汚い手も使いながら、何か意思を誘い出すんですけれども、本人は頑としてイヤです。

これはこれで、親としては、健康を考えるんですけど本人の意思というのが強い。これはやっぱり、彼がそう思っているんだということを尊重しなければならないと思っています。ただ、今までの障がい者の歴史って、知的障がいの方も、かなり重い方も、それぞれのそういう考え方があって自分自身が、こうしたいというのがあった、あるいはあったかもしれないのに、周りの方たちが、親も含めて決めて決めてしまってきたと。そういうずっと長い歴史があるというふうに思っています。そういう意味では、本人がやっぱり思い、あるいは、意思というよりは感覚かもしれません。ここは心地よいかイヤだとか、いいとか。奈良崎さんが言いました小さいときからイヤとかいいということをしちんと発言することを経験した人は将来、大人になってもいろんなことがイヤだとか、あるいはいいとかって言えるそうです。そういう意味では小さいときからそういうことを保障してこなかった。私たち周囲の者の至らなさがあるというふうに思っております。

そういう意味で意思決定は大切ではありますが、やっぱり本人の思い、すべての方は思いがあるということと、周りの者がその思いというものをどれだけ尊重できるかということにかかっているのかなというふうに思っています。

以上です。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。今、それでは富田委員から手があがっています。富田委員よろしくお願いします。

(富田委員)

自分も実を申しますと、かなり昔なんですけど小学校3年の頃ですね。4月1日に、母が言ったんですよ、もう4月から学校が変わるよって、もうその時はびっくりしました。今思うと、半年前に母が児童相談所に一緒に行ってくれました。その時はもうびっくりしました。学校が変わるので、最初は戸惑いましたけど。でも結果的には自分はその特殊学校に行ってもよかったと思います。普通学校ではなかなか皆さんの中に入っていけなかったの、よかったと思うんですけど。

あともう1点なんですけど、やっぱり意思決定ってのは自分で決めることですよ。支援ってというのは、その人に合った支援をしてもらうってことですよ。だから、僕も結構言ってきました。例えば今の施設に入る前に他の施設にいたんですよ。で、1回就職したんですよ。そこは就職メイン、就職目的の施設なので。それで就職したんですけど、人間関係とか厳しかったり、規律が全然違うんですよ。挨拶もしなくてもいいなんていう老人ホームだったので。申し訳ないけど。それで僕はびっくりしました。それで、その当時の職員に言ってもなかなか厳しく言われちゃったので、頑張ってたんですけど、辞めた後にどうしようかって困ったんですよ。相談の職員にも話しましたが、その時に、もうここは富田さんの来るところじゃないわよなんて言われちゃって。他のところを選ばなきゃいけないと思って、他のところへ行っただですよ。見学に2ヶ所行って、1ヶ所目は実を言いますと、いろいろと前の施設でお世話になった方が施設長だったので、すんなり入ることができたんですよ。富田さんの来るところじゃないよって言われて、ちょっとがっかりしました。あと、富田さんのことをもう少し理解してあげればよかったと言われました。老人ホームをやめた後に。僕には何を言っても平気だと思ってたんでしょね、その職員さんは。それはちょっと大きな間違いだと僕は思いました。

で、今の施設ではいろいろとやっぱり、決めていきます。決めていくというか、例えば先週

の水曜日ですが、仕事で、集配というのがあるんですね、1週間おきに3人で回るやつ。洗濯の集配です。洗濯屋さんに洗濯したものをわたして、また汚れたものを持って帰ってきます。その時に僕は一緒にいた職員さんに言ったんですよ。今日買い物したいからって。あえて職員に言いました。僕ローソン行きたいですって。そしたらそこに今年4月に入ったばかりの職員なんですけど、わかってくれて、ローソンに行けたので、やっぱり自分の意思是、言った方がいいと思います。なかなか言えない人が結構いるのです。自分も逆に代わりに言うことがあります。自分のことを言えない方について、職員さんをお願いされているからよく言うことがあります。この人こういうふうにしたんですけどってことを言うと、職員さんも分かってくれます。だから、やっぱり言えない人にはサポートが必要ですよ。仲間同士の。はい。以上です。ありがとうございました。

(佐藤委員)

あんまり、この話を引きずってもどうかなとは思いますが。意思決定支援の中心は自己決定の支援なんですね。で、ご自身でお決めいただくということを支援するっていうことなんですが、支援したら、必ず自己決定をしなきゃいけないっていう話ではないと思いますし、弱い人間ですから迷うということがあるので、だから支援をするわけですけれども。どこかで決定をしますと、これは日本の特殊な環境なんですけれども、自己決定をしたら、あんたそれ責任取れよって、そういうふうによく言われるんですね、自己決定と自己責任ってのがセットでついてくる。あんたがそこに住みたいって言うからそこに住ましてあげたのにそこで怪我してどうすんだみたいな話で、あと放っておけ、自分で責任取れよっていう、そんなことを言う人が出てきかねないんですが、介護や障がい福祉の世界、あるいは児童福祉も教育もそうですけれども。自己決定を尊重するんですけれども、自己責任は追及しないと、自己責任はないと。失敗したら支援をまたやるぞと。そういう意味での意思決定支援だということが重要だと思います。おそらく、障がい福祉や高齢福祉、児童福祉の世界で、あんた決めただから自分で責任とれよなんてこと言って支援をやめる人は、1人もいないだろうと思います。

現場でそんなこと言っていたら何もできないので。自己決定は自己責任を伴わない、そういう意思決定支援を我々はやるんだという感覚が必要だと思っています。

(林委員)

三浦しらとり園の林です。先ほど、児童の話が出ましたので、三浦しらとり園は児童もしておりますので、その話なんですけれども、児童から成人に地域移行するときに、高校では、2年生から日中の職場実習というのが始まるんですね。3年生でもあって、そこで日中の場は決まってくんですけども、生活の場の実習という機会は実はないんですね。ですので、高校3年生ぐらいになって、急にじゃあどうする、グループホームか、もちろん家庭に帰れないお子様も多いので、そこで初めて取り組んでいくんですね。ですので、仕組みづくりが大切だなと、今自分も思っているんですけども、もっとう、小さい時に、中学生ぐらいの時にグループホームとか、いろいろな地域の資源を見て、体験をしていくっていうところがすごく必要だなというふうに感じています。その中で、自分で意思決定をして、自分の住まいとか、自分の暮らしを決定していく。そういうところがすごく大事だと思いました。

もう一つ意思決定支援のところ、私、基本原則のところ、不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重するっていう基本原則があると思うんです。私はその言葉がすごく好きで、まさに当事者目線のことを言っているのかなというふうに思っています。意思決定をしていって、違うって思ったときにはそこは失敗じゃなくて、自分は学びだと思おうんですね。で、その学びをどんどん蓄積していくことで、自分の意思決定を、本来の意思決定ができるようになっていくのかなというふうに思います。ですので、意思決定は、その

場面場面ですとずっと続いていくものだと思うんですね。ひとつここが決まったからそれで終わりじゃなくて、ずっと続いていくものなんだというふうに感じています。以上です。

(蒲原委員長)

はい、ありがとうございました。意思決定支援について、いろいろな意見がありました。少しまた事務局でもですね、整理をした上で、まとめていければというふうに思っています。また意思決定支援をベースにまたどういうサービスを使うとか、そういうことも関係すると思うんで、幅広くサービスのあり方も含めて、あるいは県立施設のあり方も含めて、そこも含めて皆さんからまたご意見をいただければと思います。

(河原委員)

星谷会の河原です。意思決定支援の話もちよっと絡めてよろしいですか。現場でこういった福祉に携わる側としてですね、僕自身は意思決定支援という言葉は非常に何て言うか、福祉の専門的な用語で、一般的には確かにあまり普及されてない言葉だなというふうな印象を持っております。というのは、先ほど奈良崎さんなり、他の方からいろいろとご意見があったと思うんですけども、障がいのない方ってちょっと語弊があるかもしれませんが、大多数の方が、ちっちゃいときから体験とか経験とかっていうのを積み上げて、例えば今日僕は、こういう服装を着ていますけれども、体験の経験があるからこそ、自分がこういう服を選んでくるといって、そういった積み上げが、先ほど林委員からいくと、日々の暮らしの中にいっぱいあって、ある意味、空気のようなものだなというふうな印象を持っています。で、そういう点では、スタッフ側の意識としても、なんで障がいのある方の意思を汲み取る支援が必要なのかっていうのを、もう一度検証していくということと併せてやっていかないと、意思決定支援というのが、一つ間違えと形骸化してしまうんじゃないかなって、恐れを持っております。その点では、この報告書にもありますが、いくら障がいがあってもこの人無理だと言うべきではないということを含めて、ちっちゃい時からの体験も大事なんですけども、ある程度の年齢にいても、体験とか経験のやっぱり機会を提供していくというふうなことを、我々持ち合わせていかないとですね。意思決定支援というものが広がっていかないんじゃないかなというようなことを印象として持っています。

これは一つのエピソードなんですけれども、現場で仕事をしていたときに、ある水族館のところに行って、ちょっと喫茶コーナーがあったので、そのウィンドウを見てですね、何飲むっていうことをある利用者に問いましたら、缶コーヒーがいいと答えたんですね。その利用者の方にとっては缶コーヒーっていうのは缶コーヒーしか経験していないっていうことがその場ですごく分かりまして、いろんな機会をやっぱり作ってくださることは大事だなというなことを感じました。非常に、稚拙かもしれませんが、その辺のところも踏まえて、意思決定支援の議論というのを進めていくといいかなということを感じました。以上です。

(野口委員)

皆さんがお話されて、私はやはり母親の立場での話をしなきゃいけないなといういろいろお話を聞いて。それで先ほど福岡さんが、子どものことをお話くださって、保育園のお話をしてくださいましたけれども、本当に、私が自分の子どもにやっていった、経験、なんかお話を伺っていて、それをこう思い出して、非常に納得しているか、非常に嬉しかったっていうことが一つと、それと子どもが6歳の時に診断をされましたけれど、その時に、小児精神科のお医者さんから、息子の、なんて言うのかな、やりたいこと、それを本当に尊重して、育ててくださっているのを、その時に言われたことを今でもよく覚えていますが、自分としては、その言葉で育てていこうっていうのをやってきて、本当によかったなって思

いました。けれども、今、制度的に、先ほど林委員のお話も伺っていて、やはり、今のお子さんで障がいを持っている方が、児童養護施設とか、そういうことで、それが、大人になったときにまた社会に出て行かなきゃいけないっていう、その、非常に過酷さっていうのを私もいろんな方との経験の中で感じています。

やはり今、療育、幼児期には療育相談、それから、小学校以上になったら放課後デイサービスとか、そういうその障がい者支援の制度は、本当に私たちの時代と違って、よくできている、それはそれでありがたいけれども、幼児期の療育相談によって、親が本当に子どもに関わって、その子どもの、先ほどから意思決定支援の話が出ていますけれど、子どもとつながっていく、それで親が子どもを育てる苦しさよりも、一緒にやっついこうという気持ちになれるのかどうか。それが、今分離されてしまって、親自体が子どもを育てる、本当は家庭で育てるのが一番いいんじゃないかと思えますけれども、それが困難な方が結構いらっしやる。養護施設に入る。もうそのスタートで分離されてしまう。交流がなくて、それで、大人になって苦しんで、その時に、意思決定支援って言われても本当に本人にとっても苦しいことだと思えます。だから、やっぱり親が子どもを育てる喜びを感じて、いろんなサポートを受けることは本当に必要なんだけど、根本のところ、一緒に子どもの意思を。本当に意思決定支援だと思って納得しましたけれど、その子どもの意思を尊重できる気持ちになれるような、本当に、私たちの会でも、意思決定支援ということがあったときに、大塚先生とかをお呼びして勉強会とかもして、今でも意識的にはそういう気持ちでやっていますけれども、親自体が、自分が子どもを育てる喜びが得られるような、親の教育って言ったら変ですけども、その共感が得られるような、意思決定支援の皆さんへの周知とか、そういうのが本当に必要じゃないかなと思えました。大人になってからは、本当に、ある面では非常に遅くなっているっていうのを感じています。以上です。

(蒲原委員長)

わかりました。子育ての時に親が意思決定支援に関わるための親に対するいろんな支援という観点だったかというふうに思いました。

意思決定支援のところが割と多く出てきましたけど、意思決定支援をしながら地域で暮らす、あるいは地域で暮らす中に、入所施設の役割といった意味で県立施設のあり方というものも今回の中間報告の中で出てきているんですけども、少し県立施設のあり方のところも含めて、また、ご意見をいただければというふうに思います。

(大川委員)

県立施設のあり方も含めてなんですけれども、また地域のあり方というところですね、やはり、現状、行動障がいと呼ばれている人たちを1ヶ所に集めてしまったんですね。その結果、その中で、幸せが生まれていけば、それはよかったと思えますね。ただ、実際はですね。構造化された空間の中で、刺激を遮断されて、何もない生活、暮らしを強いられているっていうのが実情だと思っています。で、パニックが起きなければそれでいいんだと。パニックが起きないで静かにしていると、落ち着いているというような評価なんですけれども、本当に心を穏やかに暮らせているのかといたら、やはり、そこは違うんだと思えますね。実際に、小西委員の方から、事務局に質問された、幸せに暮らしているのかということに答えられない実情があるわけです。

では、県立施設を廃止するのかと。ただ、そこまで出来ない、出来ないのであれば、どうするのかっていうところを掘り下げて議論をしていきたいと思えます。施設の怖いところは、やはり福祉サービスなんですね。福祉サービスっていうのは支援するという、一方的な構図が存在しています。その中で、虐待が生まれたりとか、無理な意思決定支援が生まれたりとか、そういった構図が生まれています。で、そういったものを打開するには、やはり居場所

を増やしていくことです。また役割を増やしていくこと、例えば、奈良崎委員がピアカウンセラーの提案をされたかと思うんですね。以前の委員会。やはり、居場所があるんだと、役割、もっとこういふことができるんだっていう訴えだったと、私は捉えています。小西委員が、本日、友達の話、場所の話がされています。また富田委員も、先ほどの発表で、居場所はいいんだと言っていたいたんですけれども、3人が言っていることっていうのは、福祉サービスの中の話ではないんですね。もっとも幅広い話。また、てらん広場が地域移行ができていっているっていうのも、地域があるから。地域を作っているんですね、自ら。入所施設は、地域を作らなければ利用者の幸せは作れないんだというのを強く訴えたいと思っております。

そういった意味です、入所施設だけでなく、本当に県民の総意をもって、県民が総ぐるみで、議会も行政も、この委員会で決まったこと、決めてることを一過性のブームにせず、持続して、やはり実践をしていくこと、それにはですね、しっかりと県が条例を作って、障がいがある人たちの居場所ですね、県民一人ひとりが作っていくんだっていう決意を示していただきたいと思っております。でなければ、40年後、また同じような話をする事になると思っております。以上です。

(蒲原委員長)

はい。ありがとうございます。これまでの議論も踏まえたですね、ご提案だというふうに思います。

(佐藤委員)

佐藤でございます。二つ意見を申し上げます。一つは今、意思決定支援、支援ということが出てきていますけれども、支援という言葉を使うと、どうしても支援者と支援される側という、立ち位置を想定するんですけれども、今日もてらん広場の職員さんたちもそうですけれども、よき支援をしてる人たちって、支援をしているというよりも、障がいのある方と一緒に暮らしをしてるっていう、そんな感じなんですよ。支援をしているというよりも、支援者の方も、人生が変わっていくっていう形で、ともに人生を築き合っていくという、そういう立ち位置に立っているという、そういう風景を私たちが見ると感動するわけです。

なので、支援、あるいは支援されるっていう立ち位置ではなくって、一緒に人生を作り上げていくと。職員も自分が変わっていくと、それで職員も楽しくなると。そういうのが、本来の当事者視線なのかなというふうに思っております。支援をしてあげて、利用者の人が幸せになっていくっていうのは当事者視線でも何でもなくて、それは上から視線なんですけど、そうじゃなくて、一緒に人生を作っていくって、みたいな話だというふうに思っております。これが一つ。

もう一つは、先ほどから言っておりますけれども、決めて、か弱いものなので、常に振り返りが必要なんですね。ここは将来展望委員会なので、何か将来の話ばかりやってるわけですけれども、何で県立施設こういう状態になっちゃったのかっていう振り返りをやっぱりずっとやらないといけないと思っております。

これまでその振り返りは十分ではなかったと思っておりますし、いやこれまでの県の施設のあり方は全く問題がなかったんだと言い放つような、もし管理者がいたとすれば、それはもう全く運営者としては駄目だということです。常に反省が必要で、振り返りが必要で、それは責任を追及するかそういう話じゃなくて、何でもこんな状態になっちゃったんだっていうことを、きちっと、検証しないと。神奈川県ではこの1年間2年間かな、ずっとやってきたわけですけれども、まだまだ、十分にそこは検証できていないというふうに私は思っておりますので、将来展望を、将来を見るためには、過去の振り返りも必要だよということをあえて申し上げたいと思っております。

(蒲原委員長)

はい、分かりました。ありがとうございます。ちょうどむすびに代えてのところにも県立施設についての少し言及があって、過去のことに触れられているので、そういうところで、きちっとまた、よく検証ということの中身をですね、整理していくことが大事だと思います。むすびに代えてのところも含めてで結構でございますので、もう少し時間がありますので、ご意見ある方どうぞ。

(奈良崎委員)

はい。奈良崎です。さっき大川さんが言ってくれた、なんかね、条例を作っほしいって言うんですけど、私は過去に、千葉の条例を、かなり、あんなもん作っただって知的障がいには分かってないよねっていうのをずっと野澤さんと議論してました。正直言って、神奈川にそんなもん作って知的障がいの人が誰が読むのって、私は大川さんに言いたいです。というのは、知事に、是非こういう物を作ったときは、本人の目線って言いながら、全然分からない条例を作っほしくないと思ってるっていうのをお願いしたいです。

それとよく皆さんが、安心した地域で暮らそう、みんな交流しましょう、ふれ合いましょって障がい者によく言いますが、それは、本当に勝手な薄さです。というのは、いろんな人が、社会に出る仲間もあるし、私自身も社会に地域にいます。でも、実際、障がい者と健常者とふれ合いましょって言うのは言葉だけです。本当いうと増えています。もう実際やっています。でもそれ以外のものって何だろうって、私すごい今、疑問です。障がい者の人がいろんな人とふれ合ったのにもっとふれ合うことって何だろうねって言ったときに、まあ、素直に、障がい者に会ってくださって言ったって会いません。それは何でっていうんですが、私たち知的障がいの仲間も、多分皆さん、富田さん、小西さんも普通に歩いているから、急を声かけるとびっくりだよなって私はよく言います。私、たまに知らないおばちゃんに、「ねえ、あなた、あなたっ」て言われても、はあって無視します。それが地域で交流って言われても、怖いだけです。

実際、皆さんがよく言う地域交流しましょう、何とかしましょって言うのは、言葉に出さない交流ってあると思うんです。私はよくご近所のおばちゃんたちと、今日もここ来る前に朝15分しゃべるんです。それは何をしゃべってんのって、普通に福祉の話は全然しません。多分富田さんも小西さんもそうだけど、普通の会話が普通に生まれています。でもそこに入るのって、私たち仲間は軽度の知的障がいだからできるんでしょうと思うんです。でも私はご近所の自閉の男の子とよく挨拶と、毎日朝お散歩行くんです。3分間だけ。3分って私が勝手に決めて3分にしてと、私はその子と15分歩くと疲れちゃうからという約束で。それで彼が最近、面白い型を覚えたんです。何とかちゃんって声かけるのは禁止ねって私は言います。それは何でって、ご近所中迷惑よというのが一つ、近所から言われました。でも最近その子が頭良くなって、それじゃ名前は呼ばない。それじゃ眼鏡のおばちゃんって言ったら、みんな眼鏡のおばちゃんが「私のことを指しているのよね？」って。でも指を指すことってその本人の特徴なので、その眼鏡のおばちゃんって言って、何でこだわって指を指すのかというと、指を指すことは、昔、障がい者の子に、私たちに、普通の障がいがない人が指さすのが多いじゃないですか。健常者が、あの子障がい者、あの子障がい者って、昔はよく指を指されて、多分小西さんも富田さんも指されていると思うんです。子どもの頃、多分、そのイメージがあって。反対に私は健常者を指すことを今、お勧めしています。たまには健常者に指すことも大事だよなって。それで彼が最近いろんな人を指しまくっています。そこには私も一緒になって指しているんですが、それって普通の会話じゃないですか。今まで見たことがない交流を私はやらせてもらって、最近面白いなと思っています。

それとよく、障がい者の人が電車とかバスに乗って、知らないうちに、挨拶ができる社会

ができるといいなあと私は思っています。それで、押しつけの障がい者はやめてってよく言います。私はよく、最近放送は鳴らないんですが、ちょこちょこ、障がい者に声をかけてくださいっていう放送が鳴っているのを皆さんご存知ですか。ポスターとかもそうですが、もうそれはやめてくださいって、私ずっと横浜市の差別解消委員のときにずっと言ってます。そんなお節介されて声をかけられても、面倒くさい、私たち本人が。それも覚えておいてください。皆さんよろしくお願ひします。

(蒲原委員長)

なるほど、いろいろありますね。

条例の話で、少し大川委員からご説明があらうかと思ひます。

(大川委員)

先ほどの条例の話なのですけれども、やはりこういった委員に、当事者の方が入っていただいてるのは、本当に大切だなと改めて思ひます。

先ほどの補足なのですけれども、奈良崎委員がおっしゃるように、千葉の条例であるとか、あと、ともに生きる社会かながわ憲章も、小西委員の方からちょっと難しいとか、分からないとか、そういった話を聞いています。もし、そういったものを作るのであれば、お願ひしたいことは、当事者の言葉をしっかりと入れていただきたいなというふうに思ひています。議論に参加してもらうのではなくて、言葉を、本当にこういう思ひを組み込んだものを作っていたらと思ひています。

(蒲原委員長)

よろしいでしょうか。それでは、富田委員お願ひいたします。

(富田委員)

先ほど奈良崎委員が言ったとおり、地域で交流するというのは、黙っていても交流になるんじゃないですか。と僕は思ひています。自分も朝必ずお話しして、どっかしらのお店と挨拶して、必ず出かけていきます。今日はしなかつたですけど、「昨日これ、おいしかった」とか、この前も言ったとおり「魚おいしかったです」と言うのと、喜んでくれます。そうするとね、なんか行きたい気になって、あと魚屋さん、1人親切な店員さんがいて、僕が行くと選んでくれるんですけどね。「どれがいいですか」って聞いたら、「選びましょうね」なんて言ってくれて、それはすごく親切な方だといつも思ひています。なるべく、その人のいるときに刺身を買うようにしているんです。

あと、知事にお願ひですけど、「ともに生きる社会かながわ憲章」、ちょっと難しいですね。今、僕が通っている施設の仲間にも聞きましたら、「ちょっと少し難しいね」と言われたんで、「もっと簡単にしてほしい」と言ひしていました。なので、今度は言葉が難しいので是非、ルビを振ってほしいです。

やっぱり、地域で暮らすというのはすごく大事。挨拶が僕は大事だと、何回も言ひしているんですよ。挨拶から、結構、輪が広がっていくんです。この前も言ったかもしれませんが、十年ほど前に母のヘルパーさんが、引き続き私のヘルパーをやっていただいて、調理とか教えてくださったのが、今すごく生きていますよ。

それから、自分から言うことが大切ですね。その当時、母のヘルパーさんを僕は知っていたので、朝出かける時にちょうどいらして、家のそばに来たんで挨拶したんです。それが始まりでした。そのヘルパーさんは、今はもう変わりましたが、自分から挨拶することは僕は大事だと思ひます。どんな時でも、必ず挨拶をしています。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。

先ほど佐藤さんから、支援する・支援される側という話があって、それなんかは、福祉の事業者は気をつけなければと思いましたが、今の魚屋の話は逆に言うと、それと対照的で、何ていうか、何か自然な場でそうやって交流しているという、なんかすごく大事な話だというふうに、今思いました。

(大川委員)

そうですね。本当に富田委員や奈良崎委員が体験していることを、入所施設の仲間たちにも体験してもらいたいなあと。なんで、その権利が奪われているのか。それは、入所施設だけの努力では、もう打開できないのではないかなと思っているの、是非、県民がみんな、そういったもの乗り越えられるような社会になってもらいたいなと思っています。

(蒲原委員長)

それでは、少し時間も差し迫ってまいりましたので、「むすびに代えて」までも含めて意見はいただきたいと思っていたので、もしも、さらに言い足りないことがありましたら、紙か何かで文書で書いて、是非事務局に出してもらって、また事務局でよく整理をしてもらえればと思っています。

大変恐縮でございますけれども、少し参考資料についての説明と若干のやり取りがあるのかというふうに、もともとの予定に入っていたので、これを言いたいということがなければ、その参考資料の説明に入りたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

それでは、事務局お願いいたします。

(事務局：鳥井利用者支援担当課長)

参考資料1、2に沿って説明

(蒲原委員長)

ありがとうございました。今の参考資料のやり取り、あるいはこの代表質問でのやり取りも含めて、今日の全体のことも含めて、あと10分ぐらい時間ありますので。では、河原委員、よろしくお願いいたします。

(河原委員)

団体ヒアリングも含めて4点ほど、お願いと確認をしたいと思えます。

まず団体ヒアリングの結果、概要版として、こういうふうにまとまっているのですけれども、この団体ヒアリングの結果が、本委員会の報告書の中に、今後反映されていくものなのか、どうなるかというところの道筋が分かりましたら、まずその辺のところを教えていただけたらというのが、事務局への1点です。

それから次は、知事の代表質問と答弁を拝見させていただきました。大変この委員会に対しての評価も含めて期待感というものが込められているなと思って、感じておりました。そこで、条例の話も出ておりますが、これからのこの委員会なり報告書の進め方のところで、是非お願いしたいところは、当然当事者団体の方たちのご意見というのは非常に大事だと思います。できましたら、今回のこういう団体ヒアリング等で、神奈川には官民協働でいろいろ取り組んでくれる団体がありますので、こういった団体の声も一緒に聞いていただきながら、実効性のある、この委員会の報告も含めて、アウトプットが行動指針的なものになるのか、行動計画になるのか、それは県当局の課題かもしれませんが、この委員会でも千葉の例も含めまして、県のやっぱり本気度というところが、委員会の中でも出ております。是非そ

の本気度のところを形にしていくものとして、結果的に条例になるかどうかなのかというところは、私は分かりませんが、継続して、神奈川の将来の1ページ目を築くというふうな立場で、条例かどうか分かりませんが、是非、本気度を知事なり当局と話をしながら形にしていただければ、全国に先駆けて、神奈川がまた福祉の一步をリードするというようなところも示せるのではないかなというふうに思いますので、お願いしたいとおもっております。

それから最後なのですが、いのち輝くかながわ憲章が難しいというお話が前回から出ているのですが、私は今、神奈川県海老名市というところで仕事をさせていただいております。海老名市のキャッチフレーズが「住みたい、住み続けたいまち、海老名」という非常に分かりやすい市のキャッチフレーズがあって、私は第6期の福祉計画の場とか、海老名の福祉政策の検討の場に参加しているのですが、それを受けて、住みたい、住み続けたいまちを作るために、どう計画を進めていくのかというところで、議論をしております。

そういう点ではちょっと無理かもしれないのですが、この計画が、もう少し県民目線として分かりやすいようなキャッチフレーズ。例えば、「いのち輝くともに生きるかながわ」というようなところを一つの柱にして、例えばです。「神奈川で生まれて、神奈川で暮らしてよかったと思えるような福祉づくりを目指す」とかですね。そういった分かりやすいキャッチフレーズを入れていただくと、この報告書が、県民にとっても分かりやすいものになるんじゃないかなということをおもって感じておりましたので、その辺ご検討お願いしたいと思います。

(蒲原委員長)

それでは、事務局の方から最初の意見についてお願いします。最後のところで、また知事にはご感想も含めてご発言の機会をと思います。事務局、よろしくをお願いします。

(事務局：鳥井利用者支援担当課長)

河原委員ありがとうございました。

参考資料1としてお示したヒアリング結果ですけれども、とりあえずまず取りまとめたところですので、貴重なご意見多々いただいておりますので、反映できるところは報告書の方にも反映していきたいと思っておりますが、この委員会でまとめる報告書になりますので、委員会の方に諮らせていただいて、その上で、反映というところなのかなというふうに考えているところでございます。

その他については、皆さんから、ご意見ということで伺って、今後の報告書ですとか施策の方にも反映をしていきたいと考えております。

(蒲原委員長)

私もぱっぱと読みましたけど、いろんな意見が入っているので、是非今回の議論に生かしてもらえればというふうに思います。

あと、お一人か二人。それでは、奈良崎委員、よろしくをお願いします。

(奈良崎委員)

ヒアリングをにじいろでGO!でやったときに、かなり大変でした。というのは、知事にも是非一緒に今度ヒアリングをやってほしいなというお願いがあります。

それでもう1点が、私たち仲間は入所施設のあり方が分からないんですね。施設で暮らしている仲間じゃないので、そんな施設についてどうですかと言われても、実際自分が経験してないのに質問されて、分からないと言われても分からないので、是非、この先ヒアリングをやる場合は、中身も一緒にできるといいのかなって。当事者目線で、こんなことを聞きたいよねとか、多分これ行政の、県の職員さんが作ったもので、私たち答えてるような感

じなので、できたらこの当事者委員というんだったら、当事者が委員として、こういう質問なら本人も答えやすいよねっていうのを作っしてほしいなっていうのをお願いしたいです。是非知事に、にじいろでGO！にヒアリングにきてほしいなと思います。お願いします。

(蒲原委員長)

ありがとうございます。

あとは、よろしいですかね。大塚さん、福岡さん、何かありましたら。よろしいですか。大塚さん、どうぞ。

(大塚委員)

奈良崎委員さんの話で、入所施設のことをよく分からないという、当事者の方の話でありましたけれども、入所施設も生活施設なので、本人たちのプライバシーなどがあるので、なかなか勝手に侵入ということは困難なんですけど、これからの方向性かもしれません。もし、できるのだったら、入所施設での生活体験だとか、当事者の方がね。それから、行政の方は、県の職員だからやっているのか。政治家の方もね、知事も1週間、1ヶ月ぐらい泊まっていたとくとかということも含めて、どういうところであるかということの話だと思います。委員もそうかもしれないですね。体験しなければ分からないということが、今回のキーワードだとすれば、なるだけリアリティを持って、その肌で感じられるような仕組みを持って、初めていろんなことの意味が言えるのではないかと思います。無理なことは無理でもちろんいいのですけれども、いろいろな試みをした方がいいと思います。

(蒲原委員長)

ありがとうございました。ご意見の趣旨も踏まえて、できることは、また考えていきたいというふうに思います。

それでは、よろしければ、予定の時間がまいりました。ご意見がないようでしたら、最後に、今日もまた黒岩知事が最初から最後までご同席いただきました。先ほどの話も含めて、一言ご感想なりをいただければと思います。よろしく願いをいたします。

(黒岩知事)

どうもお疲れ様でございました。この委員会は本当に、こういう言い方したら、ちょっと不適切かもしれませんが、めちゃくちゃ面白いですね。あっという間に時間が過ぎていくとか、何かわくわく、どきどきしながら、というか。それはやはり、3人の当事者の方が率直な意見をどんどんぶつけてくださると。私なんかもう本当に、前にせっかく県議会と一緒に作って、一生懸命これを広めようとしてやってきた「ともに生きる社会かながわ憲章」を「分からない」と言われて、ものすごい衝撃を受けましたけれども、そういった生の声がドーンと飛んでくるという。そしてそれに対して、専門家の皆さんがどうやってそれに応えていくべきなのかということ、真剣に考えて議論されているという、他にはないような委員会だなと思って、もう本当に、今日も何かすごく学ぶことがいっぱいあったなというふうに思います。

実は先日、いろんな議論がありましたけれども、東京2020大会が終了いたしました。その中でパラリンピックといったものを、こんなにじっくり見たことはなかったのではないかなと思いました。その時にもう驚きの連続でありましたね。

同時に、世界でキャンペーンが行われた「We The 15 (ウィー・ザ・フィフティーン)」というキャンペーンがありましたね。15%というのは、要するに、世界中でいわゆる障がいを持った方は15%いるんだという話になって、そしてパラリンピックのものすごいアスリートたちの姿を見て、我々非常にこう違和感を覚えたのは「15%もいるか？」と。周りを見て、

そんなことを実感したことがあったかなと思っただけですね。ということは、やっぱり一緒になってないということでしょうね。やっぱり普段日常的に、私の目の前でいらっしゃるのかもしれないけれども、そういうことはあまり意識してないのかもしれないけれども、でも、とでもとでも「15」という数字は、我々の実感からかなり離れている。ということは、「ともに生きる社会」と言いながらも、やっぱりそうやってない現実というものがあるんだと思わざるを得ないですね。

その中で、この個別の議論に入るとですね、すごく難しい問題がいっぱいありますね。例えば、我々が一緒に悩んでいるのは、インクルーシブ教育というのがありますね。この場でも議論出てまいりましたが、要するにもう、特別支援学校ではなくて、そこで、その人たちだけを集めて、特別な教育するのではなくて、普通の学校の中に入れて、それで一緒になって学んでいただくということで、神奈川県の場合は、このインクルーシブ教育といったものをどんどん進めていこうとしているわけですね。

ところがですね、特別支援学校というものに対して、そこは確かに手厚い教育体制になっているわけですね。そうするとご両親が、ご家族の方が、どうしてもそこに入れたいというご希望がすごくあるわけですね。そんな中で、国の方も特別支援学校をもっと充実させなきゃいけないといったことで、その基準をもっと広くやれとか、いろんな運動場をどうしようとか、いろいろ様々な条件をつけてこられた。それに合わせて変えていくと、今までの定員が入らなくなって、特別支援学校をまた別に作っていかなくちゃいけないということになってくるわけですね。

特別支援学校をどんどん作っていくという方向性と、インクルーシブ教育を進めていこうという方向性と、どういうふうにして調和していけばいいのかなといったあたりですね。非常に悩ましい議論にもなる。ところが、このテーマは、この福祉の現場では語れるテーマではなくて、教育の方で語れるテーマになってくるとですね。そこら辺もまたこの断絶みたいなものがあって、非常にその個別のテーマとして我々悩むところでもあるわけですね。その中でこういったものについても、これからやっぱり皆さんに、改めていろんな形でご意見をお伺いしたいなということはすごくあります。

それで今日、私が大きく発見したポイントというか、学ばせていただいた大きなポイント。地域移行が大事だということは、ずっと思っていましたけれども、地域移行って何なのかなということではですね。今日、自分が今まで思っていた以上の、何か一つのイメージでパッと見えた感じがしたのは、小西さんがおっしゃってくださった中で、「自分の欲しい居場所には、友達が必要です」という、このコメントは、非常に私の胸に突き刺さりました。

地域という、地域の中の場所みたいな感じでイメージしたものが、やはり人なんだなということ、仲間という言葉もたくさん出てきたし、そしてその友達というそういう人たち、そして日常的な普通のお店の八百屋さんとの会話みたいなものを含めて、そういう人との関わり方といったものがまさに地域、そこにみんなで移行してくるという流れといったもの。そこはやっぱり、我々は絶対に忘れてはいけないポイントだなと強く思いましたね。

本当にありがとうございます。条例という話も出てまいりました。これは、県議会の皆さんとしっかり議論をしていかなければいけません。今日はもう是非、奈良崎さんから提案もありましたけれども、皆さんの声を聞きながら、そういった作業もやっていくという流れは、是非お約束をしたいなというふうに思っています。本当にありがとうございました。

(蒲原委員長)

知事、どうもありがとうございました。

それでは本日の議事は、これですべて終了ということになります。次回ですけれども、今回のご意見を整理した上、あるいは送ってもらった追加意見も整理して、中間報告の案について、また検討する予定になります。次回に向けて、事務局はよろしくお願ひしたいと思いま

す。ご協力ありがとうございました、事務局にお返しいたします。

(事務局：道躰参事監)
閉会の挨拶